○笠岡市建設工事請負契約指名競争入札参加資格及び指名基準規程

昭和６３年７月１９日

告示第３６号

改正　平成元年９月１日告示第１１９号

平成６年７月１１日告示第９４号

平成７年５月３０日告示第７１号

平成８年５月３０日告示第６１号

平成１４年７月２日告示第８１号

平成１５年１１月１７日告示第１３７号

平成１７年２月１８日告示第１９号

平成１７年３月２８日告示第４４号

平成１８年２月１７日告示第９号

平成２０年５月２２日告示第７４号

平成２４年３月３０日告示第６８号

平成２７年３月３１日告示第５４号

平成３１年３月２７日告示第５０号

（趣旨）

第１条　この規程は，地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「令」という。）第１６７条の１１第２項の規定に基づき，笠岡市建設工事執行規則（平成元年笠岡市規則第１号）に定める工事（以下「工事」という。）の指名競争入札（以下「入札」という。）の参加資格を得ようとする者の必要な資格（以下「資格」という。）審査及び指名基準に関し必要な事項を定めるものとする。

（資格及び要件）

第２条　入札参加者は，次の各号に掲げる資格及び要件を備えていなければならない。ただし，市長において特別の理由があると認めたときは，この限りでない。

(1) 建設業者（建設業法（昭和２４年法律第１００号。以下「法」という。）第２条第３項に定める建設業者をいう。）であること。

(2) 法第２７条の２３の規定による審査を受けていること。

(3) 国税及び地方税を完納していること。

（入札参加の停止）

第３条　市長は，令第１６７条の４に該当すると認められる者を３年以内であって市長が定める期間入札に参加させない（以下「入札参加の停止」という。）ことができる。その者を代理人，支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても，また同様とする。

２　市長は，笠岡市契約規則（平成１９年笠岡市規則第１１号）第３条第２号の規定に該当すると認めた場合は，入札参加の停止をすることができる。

３　前２項の規定により入札参加の停止をした場合において，当該入札参加の停止の原因である事実又は行為の適当な是正措置がとられ入札の遂行，契約の履行並びに工事の施工上支障がないと認められるときは，当該入札参加の停止の期間を短縮することができる。

（入札参加の資格の申請）

第４条　入札の参加資格を得ようとする者は，申請書に次の各号に掲げる書類のうち必要なものを添付して隔年の３月１日から同月末日までに市長に提出しなければならない。ただし，第５号及び第７号に掲げる書類は，毎年提出するものとする。

(1) 建設業許可証明書

(2) 営業所一覧表

(3) 工事経歴書

(4) 主要取引金融機関一覧表

(5) 法第２７条の２３の規定による経営事項審査結果通知書の写し

(6) 契約の締結について権限を委任する場合はその委任状

(7) 納税証明書（代表者の納税証明書を含む。）

(8) 履歴事項全部証明書（個人にあっては住民票）

(9) 個人事業者の身分証明書及び登記事項証明書

(10) 建設業退職金共済組合加入証明書，中小企業退職金共済加入証明書，商工会議所特定退職金共済制度加入証明書，又は商工会特定退職共済制度加入証明書

(11) 使用印鑑届

(12) 技術者経歴書

(13) その他市長が必要と認める書類

２　年度中途において入札の参加資格を得ようとする者は，市長が特に必要と認めるものに限り，前項の規定に準じて申請書を提出しなければならない。

３　前２項の規定により申請書を提出した後，当該申請内容に変動があったときは，関係書類を添えてその旨を速やかに届け出なければならない。

（入札参加資格審査及び有効期間）

第５条　入札参加資格審査は，前条の規定により申請をした者について法第２７条の２３の規定による経営に関する客観的事項の審査結果に基づき算定された法第２７条の２９第１項に規定する総合評定値に，笠岡市建設工事請負契約指名競争入札参加資格審査に係る主観的事項審査試行実施要領に基づき算出された主観点数を加算した審査点数によるものとする。

２　前条第１項の規定により申請書を提出した者の入札参加資格の有効期間は，その年の６月１日から翌々年の５月３１日（中間年に追加受付したものにあっては，翌年の５月３１日）までとする。ただし，前条第２項の規定により申請書を提出した者の資格の有効期間は，資格の審査の翌日から同項に定める期間内に申請書を提出した者の有効期間満了のときまでとする。

（級別格付け及び標準発注基準）

第６条　市長は，前条の資格審査結果に基づき，別表に掲げる等級に格付けを行い，発注については各等級別の発注金額の基準によるものとし，必要に応じて当該等級の１段階上位の等級又は当該等級より下位の等級に参加させることができる。

２　市長は，特許又は特殊な技術を要する工事及び継続工事で工事の施行上やむを得ない事情又は特に必要があると認めたときは，前項の規定にかかわらず，能力，実績その他を勘案して入札に参加させることができる。

（等級の有効期間）

第７条　等級の有効期間は，毎年６月１日から次年度の５月３１日までとする。

２　当該年度終了後新たな等級の決定がなされるまでは，引き続き従前の等級によるものとする。

（決定の取消し等）

第８条　市長は，有資格業者（本市登録業者）が次の各号のいずれかに該当することとなったときは，笠岡市工事請負等審査委員会に諮り，入札参加資格を取り消すことができる。

(1) 第２条に規定する資格及び要件に欠けたとき。

(2) 不正の手段により申請書中の重要な事項について虚偽の記載をし，入札参加資格を得た者

(3) 入札参加資格を得た後，能力が著しく低下したことを認めたとき。

(4) 笠岡市建設工事等暴力団排除対策措置要綱（平成１７年笠岡市告示第１０２号）第３条別表に掲げる措置要件のいずれかに該当するとき。

（指名基準の留意事項）

第９条　指名競争入札に参加させる者の指名に当たっては，次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 不誠実な行為の有無その他信用状況

(2) 工事成績

(3) 手持ち工事の状況

(4) 技術者の状況

(5) その工事に対する地理的条件

(6) その工事の施工についての技術的適性

(7) 安全管理の状況

(8) 労働管理の状況

(9) 市内業者の育成

（準用）

第１０条　第２条から第５条まで，第８条及び前条の規定は，随意契約の資格について準用する。

（その他）

第１１条　この規程に定めるもののほか，必要な諸様式及び事項は，市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規程は，昭和６３年８月１日から施行する。

（廃止）

２　指名競争入札参加者の資格に関する規程（昭和４２年笠岡市訓令第３号）は，廃止する。

（経過措置）

３　この規程の施行の日前に指名競争入札参加者の資格に関する規程により入札参加資格を有している者に係る入札参加資格については，この規程により入札参加資格を有する者と決定されるまでの間は，なお従前の例による。

附　則（平成元年９月１日告示第１１９号）

この規程は，告示の日から施行する。

附　則（平成６年７月１１日告示第９４号）

この規程は，公布の日から施行する。

附　則（平成７年５月３０日告示第７１号）

この規程は，公布の日から施行する。

附　則（平成８年５月３０日告示第６１号）

この規程は，平成８年６月１日から施行する。

附　則（平成１４年７月２日告示第８１号）

この規程は，公布の日から施行し，平成１４年４月１日から適用する。

附　則（平成１５年１１月１７日告示第１３７号）

この規程は，公布の日から施行する。

附　則（平成１７年２月１８日告示第１９号）

この要綱は，公布の日から施行する。

附　則（平成１７年３月２８日告示第４４号）

この規程は，公布の日から施行する。

附　則（平成１８年２月１７日告示第９号）

（施行期日）

１　この規程は，公布の日から施行する。

（入札参加資格の有効期間の特例）

２　この規程による改正後の笠岡市建設工事請負契約指名競争入札参加資格及び指名基準規程（以下「新規程」という。）第５条第２項の規定にかかわらず，最初の入札参加資格の有効期間は，平成１９年３月３１日までとする。

（経過措置）

３　この規程の施行の際現に入札参加資格を有する者は，新規程による入札参加資格を有するとみなす。

附　則（平成２０年５月２２日告示第７４号）

この規程は，公布の日から施行する。

附　則（平成２４年３月３０日告示第６８号）

この規程は，平成２４年４月１日から施行する。

附　則（平成２７年３月３１日告示第５４号）

（施行期日）

１　この規程は，公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規程の施行の際，現にこの規程による改正前の笠岡市建設工事請負契約指名競争入札参加資格及び指名基準規程の規定により，平成２７年５月３１日までに起工した建設工事については，改正後の第５条第２項，第６条及び第７条の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則（平成３１年３月２７日告示第５０号）

（施行期日）

１　この規程は，公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規程の施行の際，現にこの規程による改正前の笠岡市建設工事請負契約指名競争入札参加資格及び指名基準規程の規定により，平成３１年５月３１日までに起工した建設工事については，改正後の第５条及び第６条の規定にかかわらず，なお従前の例による。

別表（第６条関係）

土木工事

|  |  |
| --- | --- |
| 格付区分 | 標準発注設計金額（消費税額及び地方消費税額を含む。） |
| 等級 | 審査点数 |
| A | ８００点以上 | ８，０００万円以上 |
| B | ７００点以上８００点未満 | ４，０００万円以上８，０００万円未満 |
| C | ６００点以上７００点未満 | １，５００万円以上４，０００万円未満 |
| D | ５００点以上６００点未満 | ５００万円以上１，５００万円未満 |
| E | ５００点未満 | ５００万円未満 |

建築工事

|  |  |
| --- | --- |
| 格付区分 | 標準発注設計金額（消費税額及び地方消費税額を含む。） |
| 等級 | 審査点数 |
| A | ８００点以上 | １３０万円以上 |
| B | ７００点以上８００点未満 | １億６，０００万円未満 |
| C | ６００点以上７００点未満 | ８，０００万円未満 |
| D | ５００点以上６００点未満 | ４，０００万円未満 |
| E | ５００点未満 | １，０００万円未満 |